

平成31年第3回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 平成31年3月27日(水) 午前8時30分から午前9時23分まで
- 2 場所 大分市役所議会棟3階 第5委員会室
- 3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 上杉 美穂子
二番委員 大久保 眞理子
三番委員 生野 誉士
四番委員 古城 一
五番委員 古城 和敬

4 出席事務局職員

教育部長	増田 真由美	教育部次長	河野 和広
次長兼学校教育課長	佐藤 浩介	次長兼学校施設課長	池田 武文
教育総務課長	清水 昭男	人権・同和教育課長	大石 琢哉
社会教育課長	永田 佳也	文化財課長	沖田 光宏
教育センター所長	御手洗 宏昭	美術振興課長	長田 弘通
教育総務課参事	岡本 隆憲	体育保健課参事	笠置 泰利

5 書記

教育総務課参事補	黒木 眞由美	教育総務課主査	谷矢 啓良
教育総務課指導主事	三嶋 みどり		

6 傍聴人 なし

7 議題

(1) 議案

(教議第10号) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び義務教育等
教員特別手当の支給に関する規則の一部改正について

(教議第11号) 公有財産の所管換について

(教報議第1号) 大分市立学校の建物の変更について

(2) 報告事項

- ①平成30年度監査結果報告書(施設監査)について
- ②いじめ・不登校等未然防止対策事業の成果について
- ③平成30年度大分市社会教育委員会報告書について
- ④小学校の普通教室に空調設備の早期設置を求める陳情及び就学援助制度の通学費支給に関する陳情の取り下げについて
- ⑤公立小中学校、義務教育学校の女子制服にスラックスの選択肢を求める陳情について
- ⑥平成31年第1回市議会定例会における一般議案について
- ⑦平成30年度3月補正予算について
- ⑧平成31年度当初予算について

⑨平成31年第1回市議会定例会における質問・答弁事項について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、平成31年第3回大分市教育委員会を開会いたします。
(午前8時30分 開会)

教育長

本日の署名委員を一番委員、四番委員にお願いします。

教育長

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

教議第10号「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第10号「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、県の義務教育諸学校の教育職員に適用される「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」及び「義務教育等教員特別手当の支給に関する規則」の改正に準じ、改正しようとするものでございます。

まず、「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の改正について、ご説明申し上げます。

具体的には、幼稚園教諭が昇格する場合の号給を定めた別表第6について、給料表を4号給増設したことなどに伴う昇格時号給対応表の改正でございます。

続きまして、「義務教育等教員特別手当の支給に関する規則」の改正について、ご説明申し上げます。

具体的には、幼稚園教諭の義務教育等教員特別手当の月額を定めた別表について、給料表を4号給増設することに伴う改正でございます。

改正案につきましては、本委員会でご決定いただいた後、平成31年4月1日から施行いたしたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)
教育長 それでは採決いたします。教議第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)
教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
教育長 教議第11号「公有財産の所管換について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第11号「公有財産の所管換について」ご説明申し上げます。
学校施設課長

本案は、大分市立野津原小学校内の土地2筆及び隣接する土地3筆を所管換することについてご決定をいただこうとするものでございます。

まず、所管外となる2筆でございますが、野津原小学校用地として教育委員会（学校施設課）が所管しておりましたが、市道拡幅用地として今回、土木管理課へ所管換を行うものでございます。

次に、所管内となる3筆でございますが、道路建設課から所管換を行うものでございます。この3筆については、スクールバスの転回用地及び保護者送迎用の駐車場として活用するものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)
教育長 それでは採決いたします。教議第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)
教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
教育長 それでは次に、教報議第1号「大分市立学校の建物の変更について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
学校施設課長

教報議第1号「大分市立学校の建物の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、学校の建物の変更について、ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

今回、変更のあった建物は、明野中学校プレハブ教室棟でございます。本建物は、生徒数の一時的な増加に対応するため建設されたものであり、老朽化が著しいことから平成30年8月21日に解体を完了したところでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教報議第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項1点目「平成30年度監査結果報告書（施設監査）について」ご報告申し上げます。

平成31年2月20日付けで、大分市監査委員から大分市教育委員会教育長宛に、本年度実施した施設監査の結果について報告がありました。

まず、監査の対象及び監査の期間でございますが、小学校6校、中学校3校を対象に、平成30年4月1日から平成30年9月30日に係る支出負担行為等の経理事務及び財産管理状況等について、平成30年10月24日から平成31年1月25日の間に監査が実施されました。

監査の結果についてでございますが、学校における施設の管理状況では、駕野小学校の施設の使用許可事務において、通知に従い適正な事務処理をされたいとの指導がございました。

また、所管課における物品の管理状況では、体育保健課のAEDの管理において、マニュアルに従い適正な配置を行われたいとの指導がございました。

指導を受けた事務処理につきましては、今後適正な事務処理が行われるよう徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長 マニュアルでは、AEDはどこに配置するようになっていすか。

体育保健課参事 体育館に配置するようになっております。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼 報告事項2点目「いじめ・不登校等未然防止対策事業の成果について」ご報告申し上げます。
学校教育課長

今回は、いじめ・不登校等未然防止対策事業として、図書文化社のhyper-QUの実施状況についてご報告いたしましたが、今回は、学年別、学校規模別など、平成30年度の結果の詳細についてご説明いたします。

検査では、児童生徒が「学級生活満足群」、「学級生活不満足群」等の4つのタイプに分けられます。「学級生活不満足群」の中でも特に得点が低い場合には「要支援群」となり、早急な対応が必要となります。

また、学級内の児童生徒がどの位置に分類されているかによって、学級集団全体の傾向が把握できるようになっており、具体的には、「学級生活満足群」に位置する児童生徒が多ければ、「親和的型の学級」、「学級生活満足群」と「侵害行為認知群」の児童生徒が多ければ、「ゆるみ型の学級」などということになります。これらのデータや傾向をいかしながら、教員の日常の観察等とあわせて判断することで、より効果的な指導を行うことが可能になると考えております。

学級集団の傾向を「学級の型」として紹介しております。

まず、小学校第4学年から中学校第3学年の児童生徒が、それぞれどのように分類されているかについてですが、全体的にみますと、上段のグラフのように、「学級生活満足群」の割合が増加し、「侵害行為認知群」及び「学級生活不満足群」は、ほぼ同じ割合で推移しており、「非承認群」の割合はわずかに減少しております。

また、小学校では、中段のグラフのように、「学級生活満足群」の割合が増加し、その他の群の割合は減少しているのに対して、中学校では、下段のグラフのように、「学級生活満足群」の割合はわずかに減少しており、「侵害行為認知群」及び「学級生活不満足群」が増加しております。

次に、学年別にみますと、小学校では、全ての学年で、「学級生活満足群」の割合が増加しておりますが、中学校では、「学級生活満足群」の割合は、第1学年で減少、第2学年でもわずかに減少しており、第3学年では増加しております。また、第1学年では、「侵害行為認知群」及び「学級生活不満足群」両方の割合が増加し、「非承認群」の割合が減少しております。

次は、学校規模別の結果となります。

学校教育法施行規則第41条におきまして小中学校の標準学級は12学級以上18学級以下となっておりますことから、この12学級以上18学級以下を「中規模校」とし、11学級以下を「小規模校」、19学級以上を「大規模校」として3つに分類しますと、小学校においては、「小規模校」が17校、「中規模校」が20校、「大規模校」が18校でございます。

「学級生活満足群」の割合は、どの規模においても増加しておりますが、「学級生活不満足群」は、「小規模校」及び「大規模校」では減少しており、「中規模校」では、ほとんど増減がありません。

また、「非承認群」の割合は、「中規模校」及び「大規模校」

では減少していますが、「小規模校」では、増加しております。

中学校においては、「小規模校」が13校、「中規模校」が10校、「大規模校」が6校でございます。

「学級生活満足群」の割合は、「小規模校」及び「中規模校」で減少しておりますが、「大規模校」では増減はありません。また、「学級生活不満足群」の割合は、どの規模においても増加しており、「非承認群」の割合は、どの規模においても減少しております。

「学級生活不満足群」の中でも特に得点が低く、早急な対応が必要となります「要支援群」の割合につきましては、小中学校全体でみると増減はありません。

校種別及び学年別にみると、小学校第4学年では、2回目の割合がわずかに増加しておりますが、全体的には、1回目よりも2回目の方が、また、学年が上がるにつれて、割合が減少しております。中学校では、第3学年を除いて、1回目よりも2回目の割合が増加しております。

学校規模別では、小中学校ともに小規模校での割合が高い結果となっております。

個々の児童生徒のデータを基に、学級集団全体の傾向を示した「学級集団の型」についての結果をご説明します。

全体的にみると、上段のグラフのように「親和的型の学級」が増加し、「かたさ型の学級」及び「不安定型の学級」が減少しております。

中段のグラフの小学校では、「親和的型の学級」が増加しており、「かたさ型の学級」、「ゆるみ型の学級」及び「不安定型の学級」の割合は減少しております。

下段のグラフの中学校では、「親和的型の学級」「かたさ型の学級」が減少し、「ゆるみ型の学級」及び「不安定型の学級」は増加しております。

「教育環境低下型の学級」は、全学年においてございません。

小学校では、全ての学年において、1回目より2回目の方が、「親和的型の学級」の割合が増加しております。また、学年の全学級数に占める「親和的型の学級」の割合は、第6学年が最も大きい結果となっております。

中学校では、「親和的型の学級」は、第1学年では減少し、第2学年でもわずかに減少しているのに対し、第3学年では、わずかに増加しております。1回目と2回目を比較すると、第2学年と第3学年では、大きな変容は見られないものの、第1学年において、「親和的型の学級」が減少、「ゆるみ型の学級」及び「不安定型の学級」の増加といった状況が見られます。

本年度の「h y p e r - Q U」の取組においては、全体的には、「学級生活満足群」及び「親和的型の学級」の増加という結果から、学級集団の改善が概ね図られているものと考えております。

しかしながら、学年別、学校規模別に見ると、差がありますので、学校へのアンケート調査結果等とあわせ、さらに分析してまいりたいと考えております。

今後とも、各学校に対し、自校の「h y p e r - Q U」の客観的なデータを活用し、児童生徒理解を深めるとともに、学級集団の改善に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

1回目の結果を踏まえた取組はしていますか。

次長兼

学校教育課長

1回目を6月、2回目を11月に実施しています。1回目の結果を7、8月に分析し、2学期からの対応について情報共有を図るとともに、要支援群の児童生徒については、早期に面談等の対応をしております。

委員

中学校の1、2年生は、あまり結果がよくありませんが、原因や今後の対応はありますか。

次長兼

中学校1、2年は、2回目に「親和的型学級」が減っております。

学校教育課長 すが、この時期は、心理学的には、思春期になり、自己を客観的にとらえ始める時期となることから、各学校では、要支援群の生徒や悩みを抱えている生徒には個別面談等を行うなど支援をしているところがございます。また、学級担任だけではなく、学年、学校全体で共通理解を図り、支援を行うなどの好事例を他校にも紹介し、広げていきたいと考えております。

教育長 全国的な傾向であり、不登校も中学校1年の2学期に増えております。このことを踏まえて、指導をしていかなければならないと考えております。

委員 3回目の調査は、ありますか。

次長兼
学校教育課長 本調査は、年2回の実施としております。11月の2回目の結果については、冬季休業中に分析し、3学期の取組に生かすようにしております。

委員 1回目の分析は、7、8月にできますが、2回目の分析結果は、次年度の指導や中学への進学時の指導等に生かしているのでしょうか。

次長兼
学校教育課長 2回目の分析は1月までに行い、3学期の取組に生かします。6年生担当の教員は、配慮の必要な児童について中学校と情報共有をしており、中学校へ円滑につなげられるよう取り組んでいるところがございます。

教育長 学校では、3学期に二者面談等を行っております。

教育長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

社会教育課長 報告事項3点目「平成30年度大分市社会教育委員会報告書について」ご報告申し上げます。

社会教育委員は、社会教育法に定められており、大分市社会教育委員会は、学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者の20名で構成されています。

職務は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するた

めに、生涯学習推進計画を立案するとともに、社会教育に関するテーマについて協議し報告することです。

本報告書は、平成30年度のテーマである「『青少年に対する支援のあり方について』～社会教育関係団体等の活性化を通して～について」、2回の視察を含む6回の協議を行い、報告書としてまとめられたものであります。

特に、青少年が自らの考えを発表する機会やさまざまな年齢層とふれあう機会とすることを目的に、本年11月16日に開催を予定しております、「第1回大分市青少年『夢ふれあい』交流集会～『青少年の日』推進大会・社会教育振興大会～」について、素晴らしい大会となることへの期待を込めたご意見・ご提案をいただいております。

本提言をもとに、青少年に対する支援の輪が広がるとともに、社会教育関係団体等の活性化につながっていくよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長
委員

ご質問などございませんか。

提言についてですが、「テーマ・定義・対象」等について、どの場で議論されたのかがわかりませんので、わかりやすくするとよいと思います。

社会教育課長

6回の協議を行う中で議論されておりますが、丁寧に説明するようにしたいと思います。

教育長

社会教育の分野では、青少年を対象として、新たな取組を考えているところでございます。

教育長
全委員

他にご質問はございませんか。

(なしとの声)

教育長
次長兼

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校施設課長

報告事項4点目「小学校の普通教室に空調設備の早期設置を求める陳情及び就学援助制度の通学費支給に関する陳情の取り下げについて」のうち、「小学校の普通教室に空調設備の早期設置を

求める陳情の取り下げについて」ご報告申し上げます。

平成30年9月7日付で、小学校への普通教室の空調設備設置の工期を早め、本年6月末までに完了することを求める陳情書が新日本婦人の会大分支部より大分市議会議長あてに提出されました。

これまで平成30年第3回、第4回大分市議会定例会文教常任委員会におきまして審査を受けましたが、結論を出すに至らず、本陳情は継続審査とされておりましたが、文教常任委員会において、現在の進捗状況等を踏まえ、再度陳情者に意向を確認した上で審査することが適当である等の討論がありました。その結果、平成31年3月14日付で陳情者より取り下げ届が提出されたところでございます。

次長兼
学校教育課長

陳情の取り下げのうち、「就学援助制度の通学費支給に関する陳情の取り下げについて」ご報告申し上げます。

平成30年12月6日付で、就学援助制度において、小規模特認校制度の利用に当たり、自家用車での送迎に対して、通学費の支給を求める陳情書が山本英子氏より大分市議会議長あてに提出され、平成30年第4回市議会定例会文教常任委員会におきまして、本陳情は継続審査となっております。

本市教育委員会といたしましては、片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上で就学援助の認定を受け、自家用車で児童生徒を送迎する保護者に対して、平成31年度から通学費の補助を予定していることから、平成31年第1回市議会定例会文教常任委員会において、その旨を陳情者に伝えるよう討論されたところでございます。その結果、平成31年3月14日付で陳情者より取り下げ届が提出されたところでございます。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼
学校教育課長

報告事項５点目「公立小中学校、義務教育学校の女子制服にスラックスの選択肢を求める陳情について」ご報告申し上げます。

平成３１年３月１１日付けで、「公立小中学校、義務教育学校の女子制服にスラックスの選択肢を求める陳情書」が、新日本婦人の会大分市部支部長より大分市議会議長あてに提出されました。

陳情は、子どもたちが学校でも自分らしく過ごせるよう、学びの環境を保障するため、公立小中学校、義務教育学校の女子制服にスラックスを加え、スカートと選択できるようにすることを求めるものでございます。

なお、平成３１年第１回市議会定例会文教常任委員会におきまして、本陳情は継続審査とされましたことを報告いたします。

以上でございます。

教育長

碩田学園では、スカート、キュロット、スラックスが選択できるようになっております。制服は、各学校において決定するのが原則でありますので、希望があれば、柔軟に各学校の校長が判断すべきものと考えております。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項６点目「平成３１年第１回市議会定例会における一般議案について」ご報告申し上げます。

教育委員会関係の議案としましては、「大分市奨学資金に関する条例の一部改正について」、「特定事業契約の締結について」の２議案ございました。

内容につきましては、２月定例の本委員会でご説明し、ご決定をいただいたものでございまして、原案どおり可決され、成立しましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)
教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。
教育総務課長 報告事項7点目「平成30年度3月補正予算について」ご報告申し上げます。

平成30年度の教育委員会が所管する教育費の補正前の予算額は、126億90万8千円でしたが、3月補正額は、149億7,834万8千円となっております。

内容につきましては、2月定例の本委員会におきまして、ご説明し、ご決定いただいたとおりでございます。補正予算額は、市全体として原案どおり可決され、成立いたしましたことをご報告いたします。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長 報告事項8点目「平成31年度当初予算について」ご報告申し上げます。

平成31年度当初予算の教育費のうち、教育委員会所管分は、128億5,715万6千円でございます。

内容につきましては、平成30年度3月補正予算と同様に、2月定例の本委員会でご説明し、ご決定いただいたとおりでございます。こちらも市全体として原案どおり可決され、成立いたしましたことをご報告いたします。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育部長 報告事項9点目「平成31年第1回市議会定例会における質問・答弁事項について」ご報告申し上げます。

(概要について説明)

